

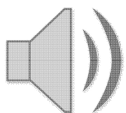
令和8年度集団指導

特定相談支援・障害児相談支援に係る 留意事項について



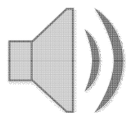
伊勢市

福祉監査室事業所係
令和8年7月



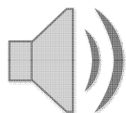
目次

1	基本方針	5
1	計画相談支援の基本方針	5
2	障害児相談支援の基本方針	8
2	具体的取扱方針	11
1	指定計画相談支援の方針	11
2	指定サービス利用支援の方針	12
3	指定継続サービス利用支援の方針	17
3	その他の運営基準	19
1	内容及び手続の説明及び同意	19
2	契約内容の報告等	20
3	計画相談支援給付費の額に係る通知等	21
4	運営規程	22
5	業務継続計画の策定等	24



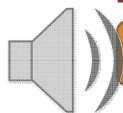
目次

3	その他の運営基準（つづき）	
6	衛生管理等	26
7	掲示等	30
8	秘密保持等	32
9	苦情解決	33
10	事故発生時の対応	34
11	虐待の防止	35
4	計画相談支援給付費について	39
1	情報公表未報告減算	40
2	業務継続計画未策定減算	41
3	虐待防止措置未実施減算	41
4	機能強化型（継続）サービス利用支援費	42
5	地域生活支援拠点等に係る加算	44



指定基準及び報酬基準等を確認し、適正な事業運営及び報酬請求をお願いします。

指 定 基 準	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号） ・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）
報 酬 基 準	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号） ・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）
解 釈 通 知	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第22号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） ・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第23号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
留意事項通知	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）



特定相談支援関係は【特】、障害児相談支援関係は【児】を付けて表記します。

1 基本方針

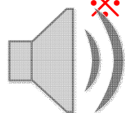
1 計画相談支援の基本方針 ①

【特】指定基準 第2条

項番号	内容
第1項	指定計画相談支援の事業は、 <u>利用者等（※1）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われる</u> ものでなければならない。
第2項	指定計画相談支援の事業は、 <u>利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われる</u> ものでなければならない。
第3項	指定計画相談支援の事業は、 <u>利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な福祉サービス等（※2）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われる</u> ものでなければならない。

※1：利用者等…利用者又は障害児の保護者

※2：福祉サービス等…保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス



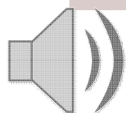
1 計画相談支援の基本方針 ②

項番号	内容
第4項	指定計画相談支援の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、 <u>公正中立に行われる</u> ものでなければならない。
第5項	指定特定相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者その他の <u>関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。</u>
<u>第6項</u>	<u>指定特定相談支援事業者は、利用者が指定計画相談支援を利用することにより、地域の教育、就労等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての者が共生することができるよう、地域社会への参加や包摂の推進に努めるとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望を踏まえて障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行の推進に努めなければならない。</u>

令和6年度制度改正により新たに加わった項目です！

1 計画相談支援の基本方針 ③

項番号	内容
第7項	指定特定相談支援事業者は、<u>自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u> 評価の方法は問いません。自己点検表で定期的にチェックを行う等でもOKです。 伊勢市ホームページ<自己点検表> https://www.city.ise.mie.jp/kenkou/fukushi/syougai/notice/1017731/1017735/1017835.html
第8項	指定特定相談支援事業者は、<u>利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>
第9項	指定特定相談支援事業者は、<u>指定計画相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u>



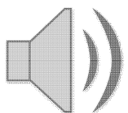
2 障害児相談支援の基本方針 ①

【児】指定基準 第2条

項番号	内容
第1項	指定障害児相談支援の事業は、 <u>障害児等（※1）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われる</u> ものでなければならない。
第2項	指定障害児相談支援の事業は、 <u>障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われる</u> ものでなければならない。
第3項	指定障害児相談支援の事業は、 <u>障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児等の選択に基づき、適切な福祉サービス等（※2）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われる</u> ものでなければならない。

※1：障害児等…障害児又は障害児の保護者

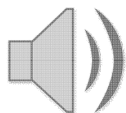
※2：福祉サービス等…保健、医療、福祉、教育等のサービス



2 障害児相談支援の基本方針 ②

項番号	内容
第4項	指定障害児相談支援の事業は、当該障害児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、 <u>公正中立に行われる</u> ものでなければならない。
第5項	指定障害児相談支援は、 <u>市町村、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。</u>
<u>第6項</u>	<u>指定障害児相談支援事業者は、障害児が指定障害児相談支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加や包摂の推進に努めなければならない。</u>

令和6年度制度改正により新たに加わった項目です！



2 障害児相談支援の基本方針 ③

項番号	内容
第7項	指定障害児相談支援事業者は、<u>自らその提供する指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u> 評価の方法は問いません。自己点検表で定期的にチェックを行う等でもOKです。 伊勢市ホームページ<自己点検表> https://www.city.ise.mie.jp/kenkou/fukushi/syougai/notice/1017731/1017735/1017835.html
第8項	指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所を利用する障害児の<u>人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>
第9項	指定障害児相談支援事業者は、<u>指定障害児相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u>



2 具体的取扱方針

【児】指定基準 第15条

【特】指定基準 第15条

1 指定計画相談支援の方針

第1項 指定計画相談支援の方針は、第2条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 指定特定相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

二 指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者（障害児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮（障害児等の意思をできる限り尊重するための配慮を）するものとする。

令和6年度制度改正により新たに加わった項目です！

三 指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行うものとする。



2 指定サービス利用支援の方針 ①

第2項 指定サービス利用支援の方針は、基本方針及び指定計画相談支援の方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

第1号から第14号に規定されている項目から、令和6年度制度改正により解釈等に大きく追加・変更があった6項目を抜粋して紹介します。その他の項目については、指定基準、解釈通知を確認してください。

第1号	相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、 <u>利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ</u> 、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めなければならない。
-----	---

「障害福祉サービスの利用等に当たっての意思決定ガイドラインについて」
(平成29年3月31日付け障発0331第15号)

<基本原則>

ア 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。

イ 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するよう努める姿勢が求められる。

ウ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思及び選好を推定する。



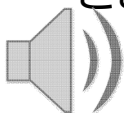
2 指定サービス利用支援の方針 ②

第5号	相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて <u>利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握</u> （以下「アセスメント」という。）を行わなければならない。
第6号	相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、 <u>適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。</u>

解釈通知_第二の2(11)⑦(抜粋)

令和6年度制度改正により
新たに加わった項目

アセスメントは、相談支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、その者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならない。そのため、必要に応じ、自らが行うアセスメントに加え、専門機関が行うアセスメントや障害支援区分認定における医師意見書等を本人同意のもと活用することも重要である。



2 指定サービス利用支援の方針 ③

第12号 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認した上で、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。

解釈通知_第二の2(11)⑮(抜粋)

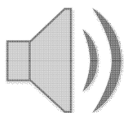
ア 趣旨

利用者の意向を踏まえた効果的かつ実現可能な質の高いサービス等利用計画を作成するため、(中略)サービス担当者会議の開催等により、利用者の望む生活やサービスの希望等を改めて参加者全員で共有した上で当該計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めなければならない。

イ 会議の出席者

サービス担当者会議については、原則として利用者等が同席した上で行わなければならないものである。(中略)

様々な専門的な見地からの意見等を踏まえてサービス等利用計画を作成するため、担当者のみならず、必要な本人の生活に関係する者や支援関係者が参加するよう、調整に努めること。



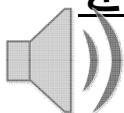
2 指定サービス利用支援の方針 ④

第14号 相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付しなければならない。

解釈通知_第二の2(11)⑰(抜粋)

相談支援専門員は、担当者に対してサービス等利用計画を交付する際に、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者他の共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する福祉サービス等の当該計画における位置づけを理解できるように配慮する必要がある。

なお、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等及び指定一般相談支援事業者は、指定特定相談支援事業者に対し個別支援計画を交付しなければならないこととしており、福祉サービス等の提供事業所と相互に計画書及びモニタリング結果を交換すること並びに相互の会議に出席する等により連携を一層促進することが重要である。



3 指定継続サービス利用支援の方針 ①

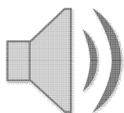
第3項 指定継続サービス利用支援の方針は、基本方針、指定計画相談支援の方針及び指定サービス利用支援の方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- | | |
|-----|--|
| 第1号 | 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、 <u>サービス等利用計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。</u> |
| 第2号 | 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、 <u>法第五条第二十四項に規定する主務省令で定める期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しなければならない。</u> |
| 第3号 | 前項（指定サービス利用支援の方針）第一号から第九号まで及び第十二号から第十四号までの規定は、第一号に規定するサービス等利用計画の変更について準用する。 |



3 指定継続サービス利用支援の方針 ②

- | | |
|-----|--|
| 第4号 | 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。 |
| 第5号 | 相談支援専門員は、指定障害者支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行うものとする。 |



3 その他の運営基準

1 内容及び手続の説明及び同意

【特】指定基準 第5条

【児】指定基準 第5条

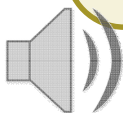
- | | |
|-----|--|
| 第1項 | 指定特定相談支援事業者は、計画相談支援対象障害者等が指定計画相談支援の利用の申込みを行ったときは、利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる <u>重要事項を記した文書</u> を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。 |
| 第2項 | 指定特定相談支援事業者は、 <u>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき</u> 書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。 |

○重要事項の例

- ・ 運営規程の概要
- ・ 従業者の勤務体制
- ・ 事故発生時の対応
- ・ 苦情処理の体制 など

○書面記載すべき事項(社会福祉法)

- ① 経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- ② 提供する指定計画相談支援の内容
- ③ 指定計画相談支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ④ 指定計画相談支援の提供開始年月日
- ⑤ 苦情を受け付けるための窓口



2 契約内容の報告等

【特】指定基準 第6条

【児】指定基準 第6条

第1項	指定特定相談支援事業者は、 <u>指定計画相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。</u>
第2項	指定特定相談支援事業者は、サービス等利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出しなければならない。

○契約内容報告書

- ・ 契約締結時
 - ・ 契約内容変更時
 - ・ 契約終了時
- 市(高齢・障がい福祉課)に対して
- ・ 対象者氏名
 - ・ 契約等年月日
- などの報告が必要です。

年 月 日

サービス利用計画・障害児支援利用計画作成費 契約内容報告書

〒516-8601
三重県伊勢市岩西1丁目7番29号
(宛先) 伊勢市長

事業者番号	
事業者及びその事業所の名称 代表者	

下記のとおり、当指定相談支援事業者と支給決定障害者（保護者）との、指定相談支援の利用契約について、報告いたします。

記

報告対象者

受給者証番号		認定に係る児童氏名	
支給決定障害者（保護者）氏名			

契約締結の報告

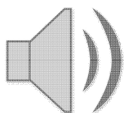
契約期間開始期	年 月 日
---------	-------

契約内容変更の報告

変更後の契約期間開始期	年 月 日	変更理由	
-------------	-------	------	--

契約終了の報告

契約期間終了期	年 月 日	終了理由	
---------	-------	------	--



3 計画相談支援給付費の額に係る通知等

【特】指定基準 第14条

【児】指定基準 第14条

第1項

指定特定相談支援事業者は、法定代理受領により指定計画相談支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、計画相談支援対象障害者等に対し、当該計画相談支援対象障害者等に係る計画相談支援給付費の額を通知しなければならない。

第2項

指定特定相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定計画相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を計画相談支援対象障害者等に対して交付しなければならない。

○法定代理受領通知

定められた様式はありませんが、

利用者氏名、通知日、受領した市町村名、サービス提供年月、サービス内容、給付費の受領日、代理受領金額、代理受領金額の内訳、代理受領金額の積算根拠等を記載する必要があります。

【参考様式】 代理受領したことのお知らせ

令和●●年●●月●●日

●●●● 様

〇〇市〇〇〇町〇丁目〇〇番
 △△△事業所△△△△△△
 理事長 □□ □□
 電話 999-999-9999
 ファックス 000-000-0000
 E-Mail@.....

誰が福祉サービス等に要した費用について、利用者様に代わり受領したのでお知らせします。

利 用 者 様 の 氏 名	●●●●
サ ー ビ ス 提 供 年 月	令和●●年●●月分
支 給 元 市 町 村	●●●● 市
受 領 し た 日	令和●●年●●月●●日
受 領 し た 金 額	円

≪受領した金額の内容≫ (単位:円)

サービス内容	サービスに要した費用①	利用者様負担額②	給付額③=②
合計			

※ご不明な点は、電話・ファックス等により、お気軽にお問い合わせください。

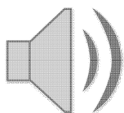
4 運営規程 ①

【特】指定基準 第19条

【児】指定基準 第19条

指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一	事業の目的及び運営の方針
二	従業者の職種、員数及び職務の内容
三	営業日及び営業時間
四	指定計画相談支援の提供方法及び内容並びに計画相談支援対象障害者等から受領する費用及びその額
五	通常の事業の実施地域
六	事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
七	虐待の防止のための措置に関する事項
八	その他運営に関する重要事項



4 運営規程 ②

解釈通知_第二の2(16)⑤(抜粋)

⑤虐待の防止のための措置に関する事項

…指定特定相談支援事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。

具体的には、以下に掲げる事項等を指すものであること。

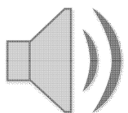
ア 虐待の防止に関する担当者の選定

イ 成年後見制度の利用支援

ウ 苦情解決体制の整備

エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための 研修の実施

オ 基準第28条の2第1項の虐待防止のための対策を 検討する委員会の設置等に関すること



5 業務継続計画の策定等 ①

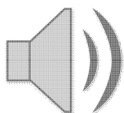
【特】指定基準 第20条の2

【児】指定基準 第20条の2

第1項	指定特定相談支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定計画相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
第2項	指定特定相談支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な <u>研修</u> 及び <u>訓練</u> を <u>定期的に実施</u> しなければならない。
第3項	指定特定相談支援事業者は、 <u>定期的に業務継続計画の見直し</u> を行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

令和7年4月1日より、第1項の措置が実施できていない場合、『業務継続計画未策定減算』の対象となりました。

※経過措置期間が令和7年3月31日で終了したため



5 業務継続計画の策定等 ②

解釈通知_第二の2(18)(抜粋)

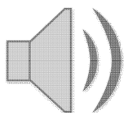
- ③ **研修**の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的な内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくために、**定期的(年1回以上)な教育を開催する**とともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。

- ④ **訓練**(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を**定期的(年1回以上)に実施する**ものとする。

研修を年1回以上、訓練を年1回以上
それぞれ定期的実施する必要があります！

- 感染症の業務継続計画に係る研修・訓練については、感染症の予防及びまん延防止のための研修・訓練と一体的に実施しても差し支えない。

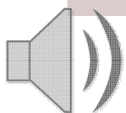


6 衛生管理等 ①

【特】指定基準 第22条

【児】指定基準 第22条

第1項	指定特定相談支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
第2項	指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
第3項	指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所において <u>感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u>
一	当該指定特定相談支援事業所における <u>感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u>
二	当該指定特定相談支援事業所における <u>感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u>
三	当該指定特定相談支援事業所において、従業者に対し、 <u>感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</u>



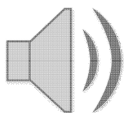
6 衛生管理等 ②

感染症の予防及びまん延防止のための措置

解釈通知_第二の2(20)②(抜粋)

- ア 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会
感染症対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部のものも含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者(感染対策担当者)を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、概ね6月に1回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。

感染対策担当者を選任する必要があります。
委員会は6月に1回以上定期的を開催してください。



6 衛生管理等 ③

感染症の予防及びまん延防止のための措置

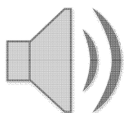
解釈通知_第二の2(20)②(抜粋)

イ 感染症の予防及びまん延防止のための指針

「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。

平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境の整備等)、支援に係る感染対策(手洗い、標準的な予防策)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時に置ける事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。

指針に必要事項が規定されているか確認してください。



6 衛生管理等 ④

感染症の予防及びまん延防止のための措置

解釈通知_第二の2(20)②(抜粋)

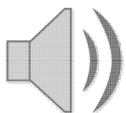
ウ 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練

職員教育を組織的に浸透させていくためには、事業所が定期的な教育(年1回以上)を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。

また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に行うことが必要である。

研修を年1回以上、訓練を年1回以上
それぞれ定期的に実施する必要があります！

- 研修・訓練については、業務継続計画の研修・訓練と一体的に実施しても差し支えない。



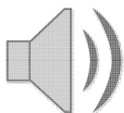
7 掲示等 ①

【特】指定基準 第23条

【児】指定基準 第23条

- | | |
|-----|--|
| 第1項 | 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の見やすい場所に、 <u>運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</u> |
| 第2項 | 指定特定相談支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定特定相談支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 |
| 第3項 | 指定特定相談支援事業者は、 <u>第一項に規定する重要事項の公表に努めなければならない。</u> |

必要事項が掲示等されているか確認してください。



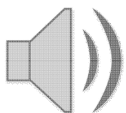
7 掲示等 ②

解釈通知_第二の2(21)(抜粋)

- ① (略)なお、体制整備加算を算定する場合については、各加算を算定するための要件となる研修を修了した相談支援専門員を配置している旨が分かるよう、併せて掲示すること。
- ② 重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで、掲示に代えることができることを規定したものである。
- ③ 第1項(掲示)に加え、当該重要事項の公表に努めるべき旨を規定したものである。なお、公表の方法については、ホームページによる掲載等、適宜工夫することとするが、体制整備加算に関する事項については、第1項による掲示だけではなく、公表することが必要となるので留意すること。

ホームページによる掲載は、障害福祉サービス等情報公表システム(WAMNET)への掲載でもOKです。

体制整備加算を算定する場合は、体制整備加算に関する事項について、必ず掲示・公表が必要です。

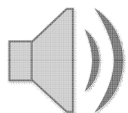


8 秘密保持等

【特】指定基準 第24条

【児】指定基準 第24条

- | | |
|-----|---|
| 第1項 | 指定特定相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 |
| 第2項 | 指定特定相談支援事業者は、 <u>従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</u>
<div>従業者の雇用時等に、秘密保持誓約書等により、業務上知りえた秘密を退職後においても漏らさないよう取り決めて置くなどの措置が必要です。</div> |
| 第3項 | 指定特定相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、 <u>利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。</u>
<div>家族の個人情報を用いる場合は、家族の同意も必要です。
個人情報使用同意書等の様式の同意の欄に、利用者に加えて「家族代表」の同意欄を設けておくことをお勧めします。</div> |



9 苦情解決

【特】指定基準 第27条

【児】指定基準 第27条

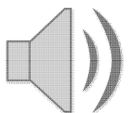
第1項 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

第2項 指定特定相談支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

第3項～第7項 略

解釈通知_第二の2(24)(抜粋)

- ① (略) 当該措置の概要については、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を重要事項を記した文書等に記載して利用者に説明するとともに、事業所に掲示することが望ましい。
- ② (略) 事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うべきである。



10 事故発生時の対応

【特】指定基準 第28条

【児】指定基準 第28条

第1項	指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
第2項	指定特定相談支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
第3項	指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

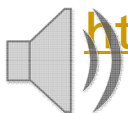
解釈通知_第二の2(25)(抜粋)

(略)以下の点に留意するものとする。

- ① 事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事業者が定めておくことが望ましいこと。また、事業所にAEDを設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと。
- ② 損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。
- ③ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

なお、「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針」(平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会)が示されているので、参考にされたい。

<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/04/h0422-2.html>



11 虐待の防止 ①

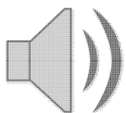
【特】指定基準 第28条の2

【児】指定基準 第28条の2

指定特定相談支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- | | |
|---|---|
| 一 | 当該指定特定相談支援事業所における <u>虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する</u> とともに、 <u>その結果について、従業者に周知徹底を図る</u> こと。 |
| 二 | 当該指定特定相談支援事業所において、従業者に対し、 <u>虐待の防止のための研修を定期的に実施する</u> こと。 |
| 三 | 前二号に掲げる措置を適切に実施するための <u>担当者を置く</u> こと。 |

令和6年4月1日より、第1号から第3号までのすべての措置が実施できていない場合、『虐待防止措置未実施減算』の対象となりました。



11 虐待の防止 ②

解釈通知_第二の2(26)(抜粋)

① 虐待防止委員会の役割は、以下の3つがある。

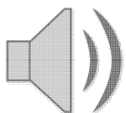
- 虐待防止のための計画づくり(虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成)
- 虐待防止のチェックとモニタリング(虐待が起こりやすい職場環境の確認等)
- 虐待発生後の検証と再発防止策の検討(虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行)

(中略)なお、虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要である。

具体的には、次のような対応を想定している。

- ア 虐待が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること
- イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。
- ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。

(次ページにつづく)



11 虐待の防止 ③

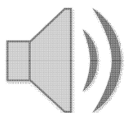
解釈通知_第二の2(26)(抜粋)

① つづき

- エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。
- オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。
- カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。

② 事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。

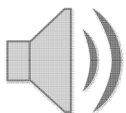
- ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方
- イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項
- ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針
- オ 虐待発生時の対応に関する基本方針
- カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針



11 虐待の防止 ④

解釈通知_第二の2(26)(抜粋)

- ③ (略)職員教育を組織的に徹底させていくためには、虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施(年1回以上)するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容について適切に記録の上、5年間保存すること。
- ④ 虐待防止のための担当者については、相談支援専門員を配置すること。なお、当該担当者及び管理者は、都道府県が行う地域生活支援促進事業の研修に参加することが望ましい。



4 計画相談支援給付費について

加算・減算を算定するときは

必ず留意事項通知、Q & A等で要件の確認をしてください。

加算・減算の算定後は

- ・ 報酬改定時には、必ず要件を再確認し、加算等を見直してください。
- ・ 改定時以外でも、定期的に要件を確認するようにしてください。
- ・ 職員の退職・異動時には、要件を確認してください。

※事業所の体制について、次の場合、すみやかにその旨を届け出ること。

- ・ 加算等が算定されなくなる状況が生じた場合
- ・ 加算等が算定されなくなることが明らかな場合

※各種加算等を算定する場合は、要件となる事項を満たしていることが分かるよう記録すること。



1 情報公表未報告減算

【特】報酬基準1_注9

【児】報酬基準1_注5

法第76条の3第1項(※)の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。

※障害者総合支援法。障害児相談支援の場合は「児童福祉法第33条の18第1項」と読み替える。

未報告の時点に遡って減算の対象となります！

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A Vol.1
(令和6年3月29日) 問19

障害者総合支援法第76条の3

指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害者支援施設等の設置者は、指定障害福祉サービス等、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の提供を開始しようとするとき、その他主務省令で定めるときは、主務省令で定めるところにより、情報公表対象サービス等情報を、当該情報公表対象サービス等を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

公表の手続きについては、三重県ホームページをご確認ください。

http://www.pref.mie.lg.jp/SHOHO/HP/2016010203_00003.htm



2 業務継続計画未策定減算

【特】報酬基準1_注10

【児】報酬基準1_注6

指定基準第20条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

※基準→「業務継続計画の策定等」P23～24参照

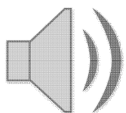
3 虐待防止措置未実施減算

【特】報酬基準1_注11

【児】報酬基準1_注7

指定基準第28条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

※基準→「虐待の防止」P34～37参照



4 機能強化型(継続)サービス利用支援費 ①

【特】報酬基準1_注1(1)・注2(1)

【児】報酬基準1_注1(1)・注2(1)

機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)までについては、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所における計画相談支援対象障害者等の数を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数で除して得た数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

《相談系サービス》

第1 計画相談支援費

イ サービス利用支援費

(1) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)	2,014 単位
(2) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)	1,914 単位
(3) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)	1,822 単位
(4) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)	1,672 単位
(5) サービス利用支援費(Ⅰ)	1,572 単位
(6) サービス利用支援費(Ⅱ)	732 単位

ロ 継続サービス利用支援費

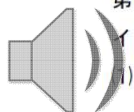
(1) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)	1,761 単位
(2) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)	1,661 単位
(3) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)	1,558 単位
(4) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)	1,408 単位
(5) 継続サービス利用支援費(Ⅰ)	1,308 単位
(6) 継続サービス利用支援費(Ⅱ)	606 単位

第2 障害児相談支援費

イ 障害児支援利用援助費

1) 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)	2,201 単位
-----------------------	----------

(2) 機能強化型障害児支援利用支援費(Ⅱ)	2,101 単位
(3) 機能強化型障害児支援利用支援費(Ⅲ)	2,016 単位
(4) 機能強化型障害児支援利用支援費(Ⅳ)	1,866 単位
(5) 障害児支援利用援助費(Ⅰ)	1,766 単位
(6) 障害児支援利用援助費(Ⅱ)	815 単位
ロ 継続障害児支援利用援助費	
(1) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	1,896 単位
(2) 機能強化型継続障害児支援利用支援費(Ⅱ)	1,796 単位
(3) 機能強化型継続障害児支援利用支援費(Ⅲ)	1,699 単位
(4) 機能強化型継続障害児支援利用支援費(Ⅳ)	1,548 単位
(5) 継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	1,448 単位
(6) 継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	662 単位



4 機能強化型(継続)サービス利用支援費 ②

機能強化型(継続)サービス 利用支援費の算定要件		機能強化型(継続)サービス利用支援費			
		I	II	III	IV
専門員の 構成	① 常勤・専従の相談支援専門員の配置人数	4名以上	3名以上	2名以上	—
	② ①のうち、相談支援従事者現任研修の修了者数	1名以上	1名以上	1名以上	—
	③ 専従の相談支援専門員の配置人数	—	—	—	2名以上
	④ ③のうち、常勤・専従かつ相談支援従事者現任研修の修了者数	—	—	—	1名以上
利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達などを目的とした会議を定期的に(概ね週1回以上)開催		○	○	○	○
24時間常時連絡できる体制の確保、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制の確保		○	○	△※	—
当該指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修の実施		○	○	○	○
基幹相談支援センター等からの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制の整備		○	○	○	○
基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加		○	○	○	○
<u>協議会に構成員として定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施</u>		○	○	—	—
<u>基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画</u>		○	○	○	—
運営規程において、地域生活支援拠点等として位置づけられていることを規定 又は <u>拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画</u>		○	○	○	—
1月間の相談支援専門員1人当たりの取扱件数(前6月平均)が40件未満		○	○	○	○

※ 協働体制の場合のみ、算定要件となる。単独事業所の場合、機能強化型(II)から、24時間の連絡体制の確保が要件となる。

5 地域生活支援拠点等に係る加算 ①

地域生活支援拠点とは、障がいのある人やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、地域全体で力を出し合って作っていく仕組みのことです。介護者(家族)の病気等への「緊急時の対応」や、どこで誰と生活するかを選ぶように「生活体験の機会提供」などを行います。

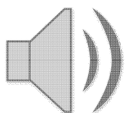
地域生活支援拠点における計画相談支援事業所の役割は、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行うことです。

地域生活支援拠点となるには、伊勢市高齢・障がい福祉課へ届出を行い、地域生活支援拠点として登録する必要があります。

拠点到登録することで、地域生活支援拠点等に係る報酬(加算等)の算定が可能となります。

地域生活支援拠点についての詳細は、伊勢市ホームページをご確認ください。

https://www.city.ise.mie.jp/kenkou_fukushi/syougai/shien/1012871/index.html



5 地域生活支援拠点等に係る加算 ②

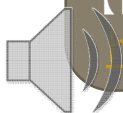
サービス種類	加算名称	概要
計画相談支援・ 障害児相談支援	地域生活支援拠点等 相談強化加算	拠点等である相談支援事業所が、緊急時に利用者等からの要請に基づき、短期入所利用のための連絡・調整を行った場合 700 単位／回（月 4 回を限度）
	地域体制強化共同支援加算	拠点等である相談支援事業所の相談支援専門員が、支援が困難な事例等について、福祉サービス等事業所と支援内容を検討し、必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理して協議会に報告した場合 2,000単位／月
	地域生活支援拠点等 機能強化加算	拠点等において、情報連携等を担う拠点コーディネーター（常勤 1 名以上）の配置を評価（機能強化型（Ⅰ）か（Ⅱ）を算定する事業所と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供するなど要件あり） 500単位/月（拠点コーディネーター 1 名につき 100 回/月を上限）

地域体制強化共同支援加算の取扱いについて

高齢・障がい福祉課より、伊勢市としての考え方及び記録様式が示されていますので、当該加算を算定する場合は、必ずご確認くださいませようお願いします。

【伊勢市ホームページ】地域生活支援拠点等→「国の報酬(加算)」

https://www.city.ise.mie.jp/kenkou_fukushi/syougai/shien/1012871/index.html



ご覧いただきありがとうございました
事業所内での情報共有をお願いします

☆「参加確認表」を必ず提出してください

提出期限:令和8年10月30日(金)

